８監総第５７８号
令和８年１１月６日

（略）

東京都監査委員　あかねがくぼ　かよ子
同　渋　谷　のぶゆき
同　茂　垣　之　雄
同　後　藤　靖　子
同　小　粥　純　子

令和８年１０月５日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第２４２条第５項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、既存住宅における省エネ改修促進事業（以下「省エネ促進事業」という。）において、一部の事業者が対象経費を不当に水増しして補助金を過大受給している疑いがあるとして、調査及び是正を求めている。

法第２４２条第１項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補塡の措置等を請求できるものである。

そして、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、(略)監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法」である（平成２年６月５日最高裁判決)。

請求人は、省エネ促進事業において、一部の事業者が対象外の経費を意図的に過大計

上し、助成金を助成対象者に過大受給させている疑いがあると主張していると解されるが、本件請求書等の記載をもって請求人が違法・不当とする監査請求の対象が、上記最高裁判決の程度に個別的、具体的に摘示されているものと認めることはできない。したがって、本件請求は、住民監査請求の対象にはならない。

よって、本件請求は、法第２４２条に定める住民監査請求として不適法である。